

理由

関税率法等の一部を改正する法律の施行に伴い、外国貿易機等が出港する際の報告事項を定め、犯則事件の調査及び処分に係る手続を見直すとともに、特別緊急関税制度等について所要の規定の整備を行うほか、特惠関税の適用除外となる国及び物品の指定、関税割当制度の適用物品に係る関税割当数量の改定等の措置を講ずる必要があるからである。